



2025年5月23日

各 位

会社名 エスビー食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 池村 和也
(コード番号 2805 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理サポートグループ担当
加治 正人
(TEL. 03-3668-0551)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議いたしました。これに伴い、本制度に関連する議案を2025年6月27日開催予定の当社第112期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）に付議することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的および条件

(1) 導入の目的

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として導入されるものであります。

(2) 導入の条件

本制度が導入された場合、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引き換えとして金銭等の給付を要せずは無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行もしくは処分を受け（以下「無償交付方式」という。）、または②当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行もしくは処分を受ける（以下「現物出資方式」という。）ものであるため、本制度の導入は、本定時株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2024年6月27日開催の第111期定時株主総会において月額30百万円以内とご承認いただいておりますが、本定時株主総会では、本制度を新たに導入し、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆さまにご承認をお願いする予定であります。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき上記の無償交付方式または現物出資方式のいずれかの方法により、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

本制度に基づき、無償交付方式または現物出資方式により発行または処分される当社の普通株式の総数は、あわせて年6万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとする。）。

また、譲渡制限付株式付与のために発行または処分される当社の普通株式の総額は、上記のとおり、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年額1億円以内といたします（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出し、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とされない範囲において取締役会において決定する金額とする。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

以上